

東京徳島産業経済クラブ規約

（目的）

第1条 この会は、会員相互の親睦と情報交換を通じて企業の繁栄を図りながら、首都圏と徳島産業圏との交流を強め、徳島県産業の振興と経済の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この会の名称は東京徳島産業経済クラブと称し、事務局を東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館14階 徳島県東京本部内に置く。

（会員資格等）

第3条 この会の会員は、徳島県出身（徳島県内に本支店を置く企業の関係者を含む。）で首都圏において産業に従事し、本会の趣旨に賛同する者のうち、次に該当する者であって、会員の推薦のあった者とする。

- (1) 会社・事業所の代表者又は専務以上の役職者
- (2) 支店・営業所の代表者
- (3) 上記(1)又は(2)の職に準ずる者

2 本会の会員になろうとする者は、入会届を提出し、役員会の承認を受けなければならない。

（会費及び入会金）

第4条 会員は、年会費として50,000円を納入しなければならない。

2 新規加入会員は、入会時に、入会金20,000円を納入しなければならない。

3 入会金は会の運営費に充当するものとし、いかなる場合も返納しないものとする。

（資格消滅）

第5条 次に該当する場合には、役員会に諮って、会員を除名することができる。

- (1) 会費その他本会に対する債務不履行が請求日から1年を経過した場合
- (2) 本会の品位を著しく傷つけるような行為を会員がした場合

（役員）

第6条 この会に次の役員を置く。

相談役	若干名
世話人	若干名
参与	1名
事務局長	1名
監事	若干名

2 役員は総会において選任し、任期は2年とする。但し、連続2期を超えての在任は出来ないものとする。

- 3 前項但書の規定は役員会が承認した場合は適用しない。
- 4 参与は徳島県東京本部長に、事務局長は徳島県東京本部副本部長に代表世話人が委嘱する。

(役員の任務等)

- 第7条 世話人は、互選により代表世話人1名及び副代表世話人1名を選出し、任期は2年とする。但し、連続2期を超えての在任はできないものとする。
- 2 代表世話人はこの会の業務を統括し、総会の議長となるほか、総会の前年度の事業会計報告及び当該年度の予算(案)を提出し、承認を受けなければならない。
 - 3 副代表世話人は、代表世話人を補佐し、代表世話人に事故あるとき、又は代表世話人が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 4 事務局長は代表世話人の指示を受け、業務の執行にあたる。
 - 5 監事は、業務の執行及び会計を監査する。

(顧問)

- 第8条 この会に総会の決議により、顧問を置くことができる。

(会議)

- 第9条 総会は、毎事業年度終了後2月以内に開催することとし、必要あるときは、臨時総会を招集することができる。
- 2 総会の議事は、会員総数の3分の1以上の出席を要し、その議決権の過半数を以てこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会計年度)

- 第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

付 則

1. この規約は、昭和50年4月1日から施行する。
2. 改正前の規約(42.10.20)第6条の規定により既に納入済である入会金80万円は、この会の資産として本会が運営する。

改 正

- | | | |
|---------|-----|------|
| 昭和63年6月 | 8日 | 一部改正 |
| 平成 6年6月 | 7日 | 一部改正 |
| 平成 7年6月 | 7日 | 一部改正 |
| 平成10年5月 | 28日 | 一部改正 |
| 平成17年5月 | 23日 | 一部改正 |
| 平成18年6月 | 5日 | 一部改正 |
| 令和 6年3月 | 1日 | 一部改正 |